

件名	愛媛県中核産業人材確保支援基金条例
主管課	労政雇用課雇用対策室
根拠法令等	
<p>【制定の概要】</p> <p>1 設置 地域の中核となる産業を担う人材の確保の支援を図るための事業の実施に要する経費の財源に充てるため、中核産業人材確保支援基金を設置する。</p> <p>2 積立て 一般会計歳入歳出予算で定める額</p> <p>3 管理 現金は、最も確実かつ有利な方法により保管</p> <p>4 運用益金の処理 収益は、予算に計上して、基金に編入</p> <p>5 処分 目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>6 繰替運用 財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>	
施行日	平成30年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>○基金積立額 1億1,778万円（負担区分：県1/2、企業1/2（企業は支援時に出捐））</p> <p>○基金の制度概要 中核産業人材確保支援制度</p> <p>(1)内容 県内企業に正社員として就職した者に対する奨学金返還の支援</p> <p>(2)対象者 31、32年度末大学・大学院卒業予定者 各100人（県外50人、県内50人（県内出身20人、県外出身30人））</p> <p>(3)対象企業 ものづくり産業分野、IT関連分野、観光分野で基金に出捐する県内企業</p> <p>(4)助成金額 奨学金返済額の2/3（上限16.8万円/年、最大7年間） 就職後1年経過後から助成</p> <p>(5)対象奨学金 日本学生支援機構第1種・第2種</p> <p>(6)事業期間 学生・企業の募集 30、31年度</p>	